

■ 今月のポイント

社会保険の法改正等について ③



直近の社会保険 法改正等について、今回は「フリーランス保護新法」です。



2024年11月スタート フリーランス保護新法について



フリーランス新法は、フリーランス（一人親方）が安定して働く環境を整え保護するために、フリーランス（一人親方）へ業務を委託する事業者に対してさまざまな義務を課すものです。



発注事業者

義務項目

一人親方

★従業員を使用していない

★従業員を使用している
★一定期間以上の業務委託

1ヶ月以上の業務委託

6ヶ月以上の業務委託

1

1 2 4 6

1 2 3 4
5 6 7

義務項目

具体的な内容

① 書面等による取引条件の明示

書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること
 ・業務の内容 ・報酬の額 ・支払期日 ・発注業者・フリーランスの名称
 ・業務委託をした日 ・給付を受領/役務提供を受ける日と場所 ・検査完了日
 ・現金以外で報酬を支払う場合は、支払方法に関すること

② 報酬支払期日の設定・
期日内の支払い

60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、
 その日までに報酬を支払うこと

③ 禁止行為

7つの禁止行為
 ・受領拒否 ・報酬の減額 ・返品 ・買いたたき ・購入/利用強制
 ・不当な経済上の利益の提供要請 ・不当な給付内容の変更とやり直し

④ 募集情報の的確表示

広告などでフリーランスを募集する際、
 ・虚偽表示の禁止 ・誤解を生じさせる表示の禁止 ・正確かつ最新の表示の義務

⑤ 育児介護等と業務の
両立に対する配慮

育児や介護などの配慮を求められた場合、
 発注事業者はその申出に応じて必要な配慮が必要

⑥ ハラスメント対策に係る体制整備

ハラスメントに関する方針の明確化と周知・啓発、
 相談に対応するための体制整備、ハラスメントが発生した場合の迅速な対応

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

解除日または契約満了日の30日前までにフリーランスにその旨を予告



※ フリーランス新法の詳細については、公正取引委員会、中小企業庁、都道府県労働局まで
 お問い合わせください。

◆ 次回も、直近の法改正等を詳しく解説していきます！